

佐賀県知事の給料の特例に関する条例（条例第四五号）

1 平成二十一年一〇月から平成二十二年三月までに支給する知事の給料の額については、佐賀県知事等の給与の特例に関する条例第一条に定める額から佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例別表第一に掲げる知事の給料月額に一〇〇分の五〇を乗じて得た額を減じた額とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行し、平成二十一年一〇月一日から適用することとした。